

令和5年度 第1回

開催年月日 令和5年8月1日

開催場所 高知労働局 別館会議室(301)

出席委員数	議題	1	部会長及び部会長代理の選出について
公益代表	3名	2	その他
労働者代表	3名		
使用者代表	3名		

次回専門部会開催予定日 令和5年8月2日

[開会] 午前11時10分

賃金室長 ただ今から、令和5年度第1回高知県最低賃金専門部会を開催させていただきます。

本日は、公益委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、計9名のご出席をいただいております。最低賃金審議会令第6条第6項により準用された同審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることをご報告します。

今回は、専門部会委員発令後の最初の部会ですので、部会長が選任されるまでの間、事務局の方で議事進行を務めさせていただきます。

はじめに、部会長及び部会長代理の選出に移りたいと思います。

部会長及び部会長代理につきましては、最低賃金法第25条第4項により準用されております同法第24条の規定によりまして、公益委員のうちから選出することとなっております。ご推薦はありますでしょうか。

上村委員 では私から、部会長に中橋委員を、部会長代理に大井委員を推薦いたします。

賃金室長 ただ今、中橋委員を部会長に、大井委員を部会長代理にというご推薦をいただきましたが、いかがでしょうか。

異議なし

賃金室長 それでは、ご賛同をいただきましたので、中橋委員に部会長を、大井委員

に部会長代理をお願いいたします。

それでは、中橋部会長にご挨拶をいただくとともに、以後の進行をよろしくをお願いいたします。

部会長

ご指名をいただきました中橋です。

この、専門部会に参加するのは今回4回目なのですが、部会長という形で進めることになるのは、初めてということで、何も分からないことばかりで、不手際もあるかと思えますけれども、皆様のご協力をいただけたらと思っております。

また、先ほどから審議されておりますように、今年は過去最大の引き上げに係る目安が中賃から示されましたけれども、何とか公益委員としましては3者合意を目指して審議を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞご協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、部会長代理を担当していただきます大井委員に、ご挨拶をお願いいたします。

部会長代理

部会長代理のご指名をいただきました大井です。

部会長に協力し、審議の円滑な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

部会長

それでは、議題に入りたいと思います。

まず、当部会の運営規程のことです。事務局から説明をお願いします。

賃金室長

運営規程(案)が、お手元の議事次第に添付している資料の2枚目に入っておりますが、昨年のもので特に変わった点はございません。

部会長

この、運営規程(案)について、何かご質問等はございませんか。

特にないようでしたら、ご承認いただけたということでよろしいでしょうか。

異議なし

部会長

特に異議はないようですので、当専門部会の運営規程としたいと思います。

それでは、当部会は、この運営規程に基づいて運営することとなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、第2回本審において承認されましたとおり、本日労使の基本的

主張を行い公開することとしてよろしいでしょうか。

異議なし

部会長

異議はないようですので、基本的主張を行いたいと思います。

次に、2回目以降の金額審議を行う部分ですが、率直な意見交換が損なわれる恐れがあることを考慮しますと非公開とすべきと考えますが、いかがでしょうか。

異議なし

部会長

ご了承いただきましたので、2回目以降の金額審議を行う部分は、非公開とします。

次に、議事録を確認する委員ですが、公益は私が担当することとします。労働者代表委員はどうしますか。

市川委員

私が確認します。

部会長

使用者代表委員はどうしますか。

沖田委員

私が確認します。

部会長

よろしくお願いたします。

それでは、労使双方から基本的主張をいただくこととします。まず、労働者側から、基本的主張をお願いします。

市川委員

本年の審議にあたって労働側は、何よりも現下の物価上昇を踏まえながらまず最低賃金をセーフティネットにふさわしい額にするべきだということを申し上げたい。その上で、地域間格差の是正と経済の自律的成長を視野に入れた結論を得ることが、重要だと考えています。

具体的には、これから申し述べる3点を主張させていただきます。

1点目は、「消費者物価の上昇を踏まえた上で、最低賃金の水準を憲法25条にある「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」ということを具体化したものにするべきだ」ということです。

2022年度後半の消費者物価指数は、前年同月比で4～5%の上昇となっています。この水準は、県内の最低賃金近傍労働者にとっては、実質的に年間7万円ほどの減収になることから、まさに、物価上昇が生存権を脅かす

ものになっているという認識を、まずはお互い共有しておくべきだと思います。

昨年の最賃引上げ額は、33円という、近年にない高い額になりました。

しかしながら、昨年の審議時点における高知県の「消費者物価指数の基礎的・選択的支出項目別指数」は、3.66%になっており、これは、ほぼDランクの目安額30円を相殺するものでありました。その結果、最低賃金で働く労働者にとっては、事実上3円の引上げでしかなかったことから、物価上昇とも相まってとても「健康で文化的な最低限度の生活を営む」には程遠い引上げになりました。

したがって、本年の審議では、まず何よりも、最賃額を「セーフティネットとしてふさわしい水準」にするために、あるべき絶対額の審議をするとともに、実質賃金の低下を招かないよう、物価上昇分も加味した審議をするべきだと考えます。

なお、ここでいう「あるべき水準」とは、「一人の労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準」を意味します。参考までにいいますと、連合がマーケットバスケット方式で、独自に算出した「連合リビングウェイジ」に基づくと、高知県では少なくとも月額170,000円必要であり、これを時給換算すると165時間で1,030円ということになります。この水準を下回るということは、「労働力の再生産に必要な最低限の費用」を割り込むということであり、憲法第25条の要件をも満たさないということになります。

審議におけるもうひとつの留意点は、いわゆる非正規労働者は、「家計補助的な働き方」とは一概に言えないということです。その理由は、「非正規雇用労働者の3人に1人が、自分の収入が、世帯収入の半分以上を占める主たる稼得者」という実態になっており、もはや非正規労働者は、「大半が家計補助的な働き方であるとはいえない」のが実態だからです。

本来、最低賃金は、法の第1条にあるように、「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定を図る」ことが目的のひとつであることから、審議においては、「家計補助的な働き方」を前提にすべきではないと主張しておきたいと思います。

2点目は、「同一労働同一賃金の考え方に基づいて、ランク間格差を是正する」ということです。

現在の最低賃金額をみると、最高額1,072円と最低額853円との差は、219円もあります。同業種における定型的な働き方でも、地域やランクが違うだけで219円もの差が生じるというのは同一労働同一賃金の観点からしても看過できるものではなく、まさに不条理というほかありません。

これだけの格差は、以前からあったものではありません。

最低賃金が時間額に統一された2002年度には、最高額と最低額の額差は104円でした。それが、今では219円にまで広がっています。この格差拡大を最賃決定要素である「地域における労働者の生計費及び賃金」からは説明できるものではありません。

したがって、この地域間・ランク間格差についても、格差是正に資するランク数の変更が今年あったものの、これを超える是正措置を本審議会で検討していくべきだと考えます。

3点目は、「最賃をあるべき水準に引き上げて、地域経済を自律的成長につなげていくべきだ」ということです。

経済の自律的成長を図るためには、トリクルダウン政策ではなく「何よりも賃上げを起点にした個人消費の拡大による経済の好循環」を考えていくべきだと思っています。この間、企業収益が増加すればその果実が労働者にも配分されるというトリクルダウン政策が社会的に採られてきました。

しかし、その結果は、一部の大企業を除き大多数の企業、特に中小企業においては何ら効果がなかったことは、周知の事実であります。だからこそ、改めてボトムアップの政策、つまり、賃上げを起点にした政策が求められている訳でありますし、その効果が一定見込まれる最低賃金の「あるべき水準への引上げ」が重要になってくると考えます。

一方、私たちは、中小企業における価格転嫁の困難性については、承知しているところです。大同生命保険の調査によりますと、「取引先との交渉で販売価格の引上げができていない中小企業が25.2%、引上げが十分ではない企業が44.1%」とされておりまして、価格転嫁の問題は、もはや社会問題になっているということは、私たちも理解しています。

しかし、賃上げで個人消費が伸びれば当然、価格転嫁もしやすくなるということも、また真であることから、私たちは、最低賃金を含めた賃金の大幅な底上げと、賃上げしやすい環境づくりの諸政策を同時並行的に取り組む必要があると考えているところです。ただし、政策課題については、この審議会における検討事項ではないことから、審議会からの政府に対する要請までに止めるのは当然のことと考えます。

これらを踏まえて労働側は、最低賃金の引上げと価格転嫁の問題、さらには企業の収益、経済成長とは相反するものではないということ、そして、最低賃金の引上げは、マクロ的にみると個人消費の拡大となる可能性が高いことから、「最賃を「あるべき水準」に引き上げることは、経済の自律的成長に繋がるものだ」ということを最後に強く主張しておきます。

部会長

それでは、使用者側から、基本的主張をお願いします。

使用者側見解について、日本の大手企業を中心に、今春闘では大幅な賃金引上げを実施する企業が相次ぎまして、県内でも「人材確保や物価高による社員の不安・負担軽減」など企業側の積極的な目的もあって、高い水準の賃上げを実施した企業があります。しかしながら、物価上昇は終わりが見えない状況で、現金給与総額はプラスになっているにも関わらず、実質賃金はマイナスとされ、企業の賃上げ努力が報われない状況にあります。

政府の骨太方針2023において、賃金上昇やコストの適切な価格転嫁を伴う「賃金と物価の好循環」を目指すとしており、下請取引が多い中小企業において、適切な価格転嫁の環境が整うことが、持続的な賃上げが行える環境といえますが、業績が厳しい企業では、価格転嫁を担保する政府の具体的な対策が見えない状況で、賃上げに踏み切れない企業も存在するものと思っています。

また一方で、原材料の高騰に加えてコロナ対策の融資返済が本格化する中、業績回復が遅れた企業の倒産件数が増加し、県内でも昨年より増加しており、今後も増える恐れがあるとの報道があります。今年度の最低賃金の審議結果によっては、中小企業の経営が悪化し、雇用減少や倒産・廃業につながる引き金となるのではないかと危惧しております。

当審議会は、先の運営小委員会で中央最低賃金審議会が示す目安は最も重要な審議資料の一つとして取り扱うこととで合意されております。中央最低賃金審議会のこれまで目安審議において、公労使全会一致で目安額が決まったことは数回しかなく、最近では公益委員の見解をもって、目安額として示している状況です。今年度の目安制度の在り方に関する全員協議会報告において、目安額に対する納得感をできるだけ高めるため、最賃法第9条2項の3要素のデータに基づき丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであることについて、合意が得られたとされております。

最低賃金が企業の業績等に関係なく適用される罰則付き強行法であることを考えると、当審議会においても、地域別最低賃金の決定の原則に従い、示された目安額の根拠や、3要素データを適正に分析し、地域の事情も考慮しながら丁寧に検討し、そして導き出された最低賃金について、県民に納得感のある説明ができるよう、慎重に議論を重ねた上での結果でなければならぬと考えています。

最後に、最低賃金の発効は10月上旬ということが当然のように扱われていますが、最賃法で定められた期日ではありません。発効日は、審議の結果によって決まるものであり、審議スケジュールありきの議論とならないように、慎重な審議を尽くすことが重要と考えています。

部会長 ただ今、労使双方から基本的な主張をお伺いしました。
今、お伺いした基本的な主張の中でご質問がありますでしょうか。

市川委員 コロナで相当痛んだ経済状況ですけども、足元は実際どういう状況ですか。

沖田委員 足元は、一番影響を受けた飲食業・観光業については、ご存じのとおり、かなりコロナ前の状況に復活しているという状況をお聞きしております。
ただ、全ての企業でそうなっているわけでもございませんし、金融機関の方とお話した時に、コロナゼロゼロ融資の返済が始まることに対して、非常に懸念の声が上がっております。

もともと、経営基盤が弱いところがこの融資を受けているわけで、その融資の返済となると、コロナ前の業績より、さらに、稼がないと融資の返済ができないという状況なので、この辺りが、どれだけの影響があるかというのは、非常に懸念しているところであります。

また、一方で人手不足っていうのが非常に深刻になっておりまして、新聞等でもご存知でしょうけど、ビアガーデンがなかなか開けない。毎年開いているところにどうしてやらないんですか、もうできるでしょうという話をしたら、やりたいんだけど人手がない、アルバイトの学生さえも見つからないというような話を聞いております。

別の会議では、沖縄では観光がメインになっておりますが、そのために、時給2,000円で募集しても人が集まらないという状況があるとも聞きました。

もちろん、当然最低賃金の重要性っていうのは十分に分かっておりますが、皆様も企業視察を行い十分感じられたと思いますけど、全体で見ると非常に苦しんでおり、そういう事業者に対しても配慮していくべきじゃないかと考えます。

中賃は、そこを配慮しないと言っているわけですけど、我々地方審議会としては、その辺りにもきちんと配慮したものでないといけなと思っています。

コロナ禍から完全に復活したという状況ではないということは申し上げたいと思います。

市川委員 県内の経済全体でいうと、ベクトルは上向きだけれども、濃淡があるということですね。

悪いところもありますが、ベクトルは上向きということですよ。

沖田委員 そうです。

市川委員 先ほどから厳しい中小・小規模事業者の話がありましたけれども、最賃を審議する場合、やっぱり通常の企業の支払い能力を中心に審議するべきだと労働側は思っています。悪いところを比べると、当然悪い指標しか出てこないの、高知県内の通常の企業の支払い能力がどの水準にあるのかというのを基準にしていただかないと、ちょっと審議に困るのかなと労働側は思っています。

沖田委員 示されているデータが、最低のところを集めているわけではないので、データに基づいて審議するという事はそういうことだろうと思いますが、ただ気持ちの中にはそこを見ておかないといけないんじゃないのかということでございます。

市川委員 気持ちの問題ということでしょうか。

沖田委員 そうです。

市川委員 わかりました。

部会長 そのほかご質問はありますでしょうか。

市川委員 価格転嫁については、どうなんでしょうか。実際、今日の資料でも2極化しているっていう話でしたよね。

沖田委員 価格転嫁で一番感じたのは、大きな受注先があって、そこへ品物を納品しているところは、先ほど言ったようにある程度の価格転換ができています。クリーニング店とか美容店とかという個人事業主で、自分で価格を決めているところっていうのは、どうやって価格転嫁したらいいのか非常に難しいんじゃないかという気がしております。

最低賃金そのものが賃金カルテルですよ。こちらで賃金を決めて押し付けるわけですから。だったらそういう業界においても、きちんと価格転嫁ができるように業界団体で話し合っって激しい競争を生まないように価格を決めてくださいというぐらいのことを国が指導してもいいんじゃないか。それくらいしないとなかなか価格転嫁は難しいのではないかと考えています。

指導については、公正取引委員会もありますから、非常に難しいことは分

かっております。

それともう一つ。政府は価格転嫁を進めると言いながら、どうやって進めるのかという具体的な方策をまだ示されてない。価格転嫁ができていない企業ランクみたいな形で発表したりはしていますけど、それで発表するだけで価格転換が進むとは思えません。価格転嫁については法的に縛るなどしないと、なかなか価格転嫁できない企業もたくさんあるんじゃないかなっていう気がしております。また、公共事業での価格転嫁で、人件費をどのくらい見込むのかについてもきちんと公表するべきじゃないかと思っております。そうしないとなかなか価格転嫁がすべてに行き渡るのは難しいと思います。この審議会でも価格転嫁については徹底的にこだわって議論したいと思えます。

市川委員

2点ほど意見を述べさせていただきます。

1つは先日新聞報道による、大同生命の価格転嫁の調査についてです。価格転嫁をできない品目について、一番は人件費です。原材料費は価格転嫁できており、人件費と、電気代とか燃料費とかエネルギーの関係が価格転嫁できないというデータでした。

原材料費は不変資本であり、固定費用で、仕入れた金額で払わないといけないというのですが、節電などすることにより縮減できるから価格転嫁していないと思われま

す。しかし、人件費の価格転嫁が行われていないのは可変資本で柔軟性があるため、労働者は我慢させられているのではないかと思いました。

この話は労働側からすれば、とんでもない話なので、ここはちょっと社会を変える意味も含めて、審議していただければと思います。

2点目は、賃金カクテルという話が先ほどありました。業種ごと業界ごとにそういうものを決めるなら、公正競争の立場で特定最賃という制度がある。

特定最賃こそ、業界の賃金によるダンピングを無くしていこうという制度なので、そこで決定すべきと思います。

使用者はなかなか特定最賃を新設しますということには首を縦に振っていただけませんが、特定最賃の問題と地方最低賃金の問題は趣旨が違うということを申し上げたい。地方最低賃金というのは、まさにセーフティネットにあります。

生存権を保障するためにあるものなので、いわゆる企業間の賃金ダンピングという問題ではないということ意見を意見として申し上げます。

部会長

そのほかに何かございませんか。

沖田委員 業務改善助成金が最低賃金の賃上げに伴う国の助成策だというようなことで取り組まれている。中賃でも、この業務改善助成金の範囲適用を広げるよう提案していますが、実はこの助成金っていうのは、本当に最近の引上げによって影響を受けたところの事業者っていうのは何の恩恵も受けられない制度なんですよ。最低賃金が仮に39円で上がって892円になったとしたら、892円からそれ以上の高いところの事業者が今回の最低賃金を受けて、さらに30円以上引上げないと適用されないものです。

最低賃金の853円で支払っている事業場がこの最低賃金の改正に合わせて39円上げたとしても、この制度を使えないっていうことなんです。

業務改善助成金がさも最低賃金の引上げによって影響を受けた直接の事業者を救済するような支援のようなイメージがありますが、現実とは違うっていうところを理解した上で、最低賃金を政府主導で決めているのであれば引上げに対する支援を出し具体的に行うことが必要であり、そこについてもきちんと審議をしていきたいと思っています。

部会長 それでは、それぞれの主張について、目安額の考え方、指標となるデータを検討いただきまして、次回専門部会においてご意見をお伺いしたいと思います。

以上で、予定していました本日の議題は終了しましたが、ほかに何かございますか。

意見なし

部会長 特にならなければ、本日は終了したいと思いますけれども、当専門部会閉会后に事務局から連絡事項がございますので、このまま少しお待ちください。

それでは、本日の専門部会はこれで終了いたします。

[閉会] 午前11時40分